

松山市立堀江保育園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 松山市が設置するこの保育所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 松山市立堀江保育園
- (2) 所在地 松山市堀江町甲1654番地9
- (3) 運営 社会福祉法人福角会

(施設の目的及び運営方針)

第2条 松山市立堀江保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日松山市条例第69号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(認可定員)

第3条 当園の認可定員は70人とする。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳児以上児。以下「2号認定子ども」という。） **35人**
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳児未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども **31人**

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 4人

(提供する保育等の内容)

第5条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) 休日保育
- (7) 一時預かり事業
- (8) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

(2) 主任保育士 1名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

(3) 保育士 11名以上

保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 1名以上

栄養士は、保育・幼稚園課の献立を基に、献立の変更やアレルギー児の献立変更を行う。

(5) 調理員 2名以上

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(保育を提供する日)

第7条 年末年始（12月29日から1月3日）以外の日に保育を提供する。

(保育を提供する時間)

第8条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

午前7時から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(延長保育)

第9条 当園は、保育標準時間認定子どもについては午後6時から午後8時まで、保育短時間認定子どもについては午前7時から午前8時30分及び午後4時30分から午後8時の間（ただし、土曜日については午後6時まで）、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合、他園の休日保育を利用し、一月の利用日数が各月の日数から各月の休所日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）、1月2日、1月3日、12月29日から31日）を除いた日数を超える場合に延長保育を行う。

(休日保育)

第10条 当園は、日曜日及び祝日等の午前8時から午後6時まで、認定された保育必要量の範囲内で、保護者の就労等の状況により、休日保育を行う。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況により、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

(一時預かり事業)

第11条 当園は、午前8時30分から午後5時まで、保護者が就労・疾病・入院・災害・事故・リフレッシュなどで緊急に保育が必要とされる子どもに対して、**利用乳幼児を除く利用定員の範囲内**で、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

(利用者負担その他の費用の種類)

第12条 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 当園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、前2項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる実費に係る費用の支払いを受けることがある。ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）第13条第4項第3号に規定するものを除く。

| 費用の種類 | | 徴収額 | 徴収目的 |
|---------------------------|-----|------------|--------------|
| 園外保育費 | | 交通費・食費など実費 | 園外保育のため |
| 2号認定給食費 | 主食費 | 一月500円 | 主食の提供 |
| | 副食費 | 一月4,500円 | 副食の提供 |
| 紙おむつサブスクリプションサービス利用料（希望者） | | 一月2,450円 | 紙おむつ等定額利用のため |

- 4 延長保育の料金は下表のとおりとする。なお、保育短時間認定に係る場合は、その合計とする。

(1) 午後6時以降利用する場合

| | 30分 | | 1時間 | | 1時間30分 | | 2時間 | |
|---------|------|--------|------|--------|--------|--------|------|--------|
| | 日額 | 月額 | 日額 | 月額 | 日額 | 月額 | 日額 | 月額 |
| 生活保護世帯等 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 非課税世帯 | 80円 | 800円 | 130円 | 1,300円 | 180円 | 1,800円 | 230円 | 2,300円 |
| 課税世帯 | 160円 | 1,600円 | 260円 | 2,600円 | 360円 | 3,600円 | 460円 | 4,600円 |

(2) 保育短時間認定で午前7時から午前8時30分及び午後4時30分から午後6時まで利用する場合

| | 30分 | 1時間 | 1時間 30分 | 2時間 | 2時間 30分 | 3時間 |
|-------------|------|------|------------|------|------------|------|
| | 日額 | 日額 | 日額 | 日額 | 日額 | 日額 |
| 生活保護 世帯等 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 非課税 世帯 | 50円 | 100円 | 150円 | 200円 | 250円 | 300円 |
| 課税 世帯 | 100円 | 200円 | 300円 | 400円 | 500円 | 600円 |

5 休日保育を利用し、一月の利用日数が各月の日数から各月の休所日（日曜日、祝日、1月2日、1月3日、12月29日から31日）を除いた日数を超える場合は、一日当たり下表のとおりとする。

| | 保育標準時間認定 | 保育短時間認定 |
|---------|----------|---------|
| 生活保護世帯等 | 0円 | 0円 |
| 非課税世帯 | 1,000円 | 800円 |
| 課税世帯 | 2,000円 | 1,600円 |

6 一時預かり保育の料金は、一日当たり下表のとおりとする。ただし、法第30条の1第3項の規定による法定代理受領を受けた場合においては、下表に定めた額から当該受領額を控除した額の支払を保護者から受け取るものとする。

| 階層 | 区分 | 料金 |
|-----|----------|--------|
| A階層 | 生活保護世帯等 | 0円 |
| B階層 | 市民税非課税世帯 | 400円 |
| C階層 | 上記以外の世帯 | 1,500円 |

(利用の開始に関する事項)

第13条 当園に入園するときは、松山市との利用調整を行わなければならない。

(利用の終了に関する事項)

第14条 当園は、以下の場合に特定保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第15条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、松山市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画、及びマニュアルを作成することとする。

2 当園は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第17条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第18条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から定められた期間、保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年7月11日松山市条例第50号）第19条に規定する教育・保育給付認定を行った市区町村への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

（苦情等解決）

第19条 当園は、教育・保育給付認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、教育・保育給付認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（第三者評価）

第20条 当園にかかる第三者評価事業を5年に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。ただし、受審の空いた期間については、保護者などの外部の評価を受けて、その結果を公表し改善を図るように努めることとする。

（秘密の保持）

第21条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由なく業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、利用乳幼児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合又は正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該利用乳幼児の保護者の同意を得て行うものとする。

3 その他秘密保持に関する事項は、別途、個人情報保護に関する規程により定める。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。